



「資格取得」など退所後 5年まで申請延長

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付」 制度の一部改正 ～委託解除後～

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付制度は利用されている FH も多いと思いますが、この制度は、施設退所後、FH の委託解除後、保護者等からの経済的な支援が見込まれない子どもに対して、自立支援資金の貸し付けを行い、自立支援を目的としたものです。自立支援資金は、「生活支援費」、「家賃支援費」、「資格取得支援費」があります。

それらが、**FH への委託解除後、5年が経過するまでは申請**をすることができるようになりました。これまで委託解除後利用がなかった方も、必要に応じて申請ができますので、対象者が居るホームは利用して下さい。なお、各支援資金はそれぞれ1回まで申請することができます。詳細に関しては、それぞれの地域の所管課にお問い合わせ下さい。



1、生活支援費 (1) 進学者 貸付期間:大学等に在学する期間

貸付額:月額 50,000 円

月額 80,000 円 (コロナの影響で収入の減少等、12 か月)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者 貸付期間:12 か月間

月額 80,000 円

2、家賃支援費 (1) 進学者 貸付期間:大学等に在学する期間

貸付額:1月あたりの家賃相当額(管理費及び共益費を含む)限度額あり

(2) 就職者 貸付期間:委託解除後から 2 年を限度として就労している期間

(コロナの影響あり、求職期間を含む 3 年を限度として就労している期間)

貸付額:1月あたりの家賃相当額(管理費及び共益費を含む)限度額あり

3、資格取得支援費 資格取得に要する費用の実費 上限 250,000 円